

1. 令和7年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和7年9月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第87号 郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

日程4 議案第88号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第89号 郡上市下水道条例及び郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第90号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第91号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

日程8 議案第92号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

日程9 議案第93号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

日程10 議案第115号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北 山 浩 樹	2番	大 坪 隆 成
3番	有 井 弥 生	4番	和 田 樹 典
5番	みずの ま り	6番	蓑 島 正 人
7番	池 田 源 則	8番	池 戸 郁 夫
9番	山 田 智 志	10番	本 田 教 治
11番	長 岡 文 男	12番	田 代 まさよ
13番	田 中 義 久	15番	森 藤 文 男
16番	原 喜与美	17番	野 田 かつひこ
18番	清 水 敏 夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。 (なし)

5. 欠員 (1名)

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川 弘保	副市長	置田 優一
副市長	乾 松幸	教育長	熊田 一泰
市長公室長	河合 保隆	総務部長	加藤 光俊
総務部付部長	村瀬 正純	健康福祉部長	田口 昌彦
農林水産部長	田代 吉広	農林水産部付部長	伊藤 公博
商工観光部長	粥川 徹	建設部長	三輪 幸司
環境水道部長	遠藤 貴広	郡上偕楽園長	成瀬 敦子
教育次長	長尾 実	会計管理者	中山 洋
消防長	兼山 幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田 重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島 康史		

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	野田 知孝
議会事務局 議会総務課 係長	三島 栄志		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで皆様にお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか電源をお切りになるよう配慮のほうよろしくお願ひいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので併せてよろしくお願ひいたします。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 本田教治議員、11番 長岡文男議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従い、よろしくお願ひいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定しております。

質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えをされるようお願いいたします。

また、質問終了5分前になるとチャイムが鳴ります。それ以降は新しい質問等には入らないよう配慮のほうよろしくお願ひいたします。

◇ 有 井 弥 生 議員

○議長（森藤文男） それでは、3番 有井弥生議員の質問を許可いたします。

3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 皆さん、おはようございます。3番 有井でございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

今回は、自治会の持続可能な運営について、そして公共施設の未来についての2項目を取り上げさせていただきます。

自治会につきましては、私も住民として本当にお世話になっていますし、自治会長をはじめ役員の方々は本当によくやってくださっているなというふうに感謝もしております。市として行政と自治体の連携や支援についてどのようにお考えか、今日はお伺いしたいと思います。

そして、指定管理制度と公共施設の未来については、先日の1番議員、そしてこの後の2番議員とともに同じテーマでこの夏は一緒に取り組ませていただきましたので後ほど質問させていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

皆さんは自治会に加入されていますか。ほとんどの方が加入されているんじゃないかなと思います。最新の自治会連合会の数字では郡上市の自治会加入率は88.9%です。県内で見ますと美濃加茂市ですとか可児市、岐阜市辺りは50%台ということですので郡上市の加入率は非常に高いのではないかでしょうか。ただし、以前よりも加入率が下がってきてています。

まず、前提としまして私たち市民の暮らしを支える基盤として自治会の存在というのは欠かせないのではないでしょうか。防災、福祉、見守り活動など地域社会の最前線を担う重要な役割を果たしています。しかし、今、自治会の運営というのは大きな危機に面していると思います。

令和3年度に、郡上市市民協働センターが自治会連合会、そして郡上市の総務課と一緒に実施した自治会・地区会アンケート——こちらですね——がございます。御覧になられた方も見えると思いますが、市内240団体のうち実に87%、209件から回答がありました。その結果ですけれども、主に次の課題が挙がっています。

資料1、そして併せて2のほうも御覧ください。

まずは、役員の成り手不足、高齢化。すいません。これ、70代中心と入れましたが、そういった声がありましたけれども、資料2のほうを見ていただきますと自治会長の年齢は60代が55%、70代が19%ということですので60代が多いかなというところですけれども、高齢化が非常に進んでいると。次の担い手というのがなかなか見つからない。そういう現実があります。

ちなみに、私が住んでいる白鳥地区に関しては、自治会長の任期、本当に長く会長職をお務めいただく方が多いということで、本当に地域のことをよく分かってくださっていてすぐ動いてくださるなというふうに感じています。

ほかの地区につきましては、会長任期は1年というのが61%。資料2にもありますが、多いということで、短期、1年で交代するため経験とかノウハウの蓄積が難しい、そういう状況があります。

また、皆さん、自治会の業務についてはいかがでしょうか。本当に行事や集金、行政依頼など非常に業務が多くて負担というのが特定の人に集中しているんじゃないでしょうか。

そして、3番目に、一部には若い方も参加されている地区もあるかもしれませんけれども、若い

世代というのはほとんど参加せずに活動自体が固定メンバー、決まった方で運営されている、依存している、そういう状況があります。そして、今、人口減少、空き家の増加。郡上市内のお部の自治会では、同じように継続していくというのが難しい、そんな声も上がっています。

そして、最後、広報誌ですか回覧をはじめ、紙の配付物、まだまだ多いのではないかでしょうか。まだデジタル化というのが、この後、お話ししますけれども、遅れているのではないかと思います。こういった深刻な実態が明らかになっていきます。

また、岐阜県のほうが令和5年度に自治会に関する実態課題調査、アンケートのほうを取られています。こちらは市の自治会の担当者と自治会長にアンケートを取られていますけれども、ほとんど結果については同じような内容になっています。自治会は、「高齢化で活動ができるんわ」とか「役員が同じ人に何度も巡ってくる」、そういう声が出ておりましてこのままでは地域の防災や見守りといった機能が失われかねません。自治会の課題というのは私たち市民一人一人の暮らしに直結する問題です。

センターのアンケートの特徴としましてこうした深刻な課題に対して単なる現状把握にとどまらず幾つかの解決の方向性を提案しています。

資料2を御覧ください。

第1に役割の見直しと分担です。副会長やブロック長を配置し、自治会長一人に負担が集中しない体制づくりを呼びかけています。

そして、第2に小規模自治会のブロック体制です。世帯数の少ないとろと自分のところだけじゃなかなか難しいわというような声も出ており、なかなか単独で継続することが難しいと。それで近隣と協力し合う仕組みをつくることが必要だとしています。

第3にデジタル活用による効率化です。LINEなどの連絡ツールを活用し、回覧版や配付物の負担を軽減するとともに、若い人たちにも情報が届く、そういう仕組みを整えるということが求められています。

そして、第4に若手参画の促進と人材育成です。若い世代が参加できる場や学びの機会をつくり、地域のリーダーを次世代へつなげていくことが重要だとしています。

そして、最後に市民協働センターなどこういった中間支援の活用です。市と住民の間をつなぐ存在として、合意形成のサポートまた新しい体制づくりの相談、そういう伴走型の支援が不可欠であるとされています。

こういったアンケートの結果については令和5年1月に自治会の回覧で全戸回覧されていますし、また自治会長や役員さんに対しては報告会や相談会をされたということですので本当に目を通された方も多いかと思います。しかし、その後、こういった状況、多少は進んでいるのかもしれないですが、ほぼ進んでいないというのが現実です。そうですよね。

皆さんも御自身の任期の間に自治会改革に取り組むことができますか。本当にただでさえ大変な自治会業務に加えて新しい取組をするというのは非常に手間ですし、先ほど任期1年というのが多いというのをお伝えしましたので、なかなか、1年の間に、やっと、覚えたというか、終わったというのが正直なところかなと思います。ですので、自治会については「変えたいけど変えられない。やらなあかんけどな」というようなところかなと思います。そういった状況の中、市が明確な方向性を示し、住民と共に自治会の持続可能な未来像を描いていく、そういったことが急務であると思います。

このような現状を踏まえ、自治会の将来像と市の支援の在り方について質問いたします。

まず、初めに自治会のデジタル化による負担軽減について伺います。

自治会の課題としましては、回覧や配付物が多い、集金業務が大変、そういった声が多数寄せられています。特に役員の方の高齢化が進む中、こうした負担というのは自治会長や役員の重荷となりまして今後の成り手不足にもつながってきます。

こうした課題に対して、センターでは、資料4を御覧ください。

L I N Eを活用したデジタル回覧ですかPayPayによるキャッシュレス集金などの支援を始められています。しかし、現状では紙回覧とか現金集金が主流でありまして負担軽減や若い世代の参加促進には十分とは言えません。

それでは、次、資料5を御覧ください。

他市では先進的な事例が生まれています。多治見市ホワイトタウン自治会では、デジタル回覧版を導入し、スマホやタブレットで防災情報や地域情報をタイムリーに受信できる仕組みを整備されています。これによって紙配付の負担が大幅に軽減され、若い世代にも情報が届き、そして参加意識の向上にもつながっています。

また、群馬県の前橋市ですね。まえばしデジタルサポーター、こういった制度を創設しまして高齢者の方にデジタルをお伝えするんですが、何と83名の市民の方、そういった市民サポーターが住民に寄り添って例えば自治会や公民館でデジタルの支援を行っていると。これまで相談の利用は累計で1,200名を超えて参加者からは非常に市民目線で分かりやすいと好評を得ているようです。

郡上市においても役員間や小さな単位においてはL I N Eの活用は進んできているかなと思います。こうした事例を参考にしながら自治会の負担軽減と住民サービス向上を両立するデジタル化支援について市はどのように位置づけて進めているのか問われているかと思います。

今後、こういった支援について誰もが安心して使える仕組みを整備していかれるのか、市の御見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 有井弥生議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えします。

アンケート結果で御指摘がありました回覧等の御負担につきましては、市でも配付している情報を精査して少しでも軽減を図れないかを検討しておりますけれども、どれも必要な情報であることに加えまして他の公的機関からの情報も多く苦慮している状況です。

議員御提案のデジタル機器、具体的には日頃から使い慣れているスマートフォンになろうかと思います。これを活用した方法が今後の主流になると考えております。

自治会連合会でも昨年度の視察研修で福井県坂井市を訪問し、デジタル回覧版の実態を視察いたしました。こちらでは実際に配付物をなくした自治会もあると聞き及んでおります。

市から提供する情報のデジタル化につきましては、議員御提案のような仕組みも含めて、今後、負担軽減を図りたい、研究を進めてまいりたいと考えております。併せて広報手段の一つである防災行政無線の放送についてもこれに代わるスマホアプリを使った情報伝達手段など先進事例を参考にして検討してまいります。

デジタルに不慣れな方へのフォローについては、既に公民館講座では基礎的なスマホ講座を行っておりますし、シン・郡上学などでも生涯学習の一環として学べる機会を設けていきたいと考えております。

また、自治会独自でデジタル化を進められる場合は議員から御紹介があったように市民協働センターが自治会への支援としましてQRコード決済、チャットアプリなどの活用についてもサポートを行っております。実際にセンターからのサポートを受け、自治会内の連絡、調整、予約などをアプリを介して行うようにした自治会の例もございますので市民協働センターも活用いただきたいとかのように考えております。

（3番議員挙手）

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 御答弁ありがとうございます。前向きな御答弁でありがたいなというふうに思っています。

先ほど話にもありました市民協働センターの支援というのをSNSで御覧になられてある自治会のほうからお問合せがあったそうです。それは会長とか役員の方ではなくて、一般市民というか、一会员の方だったそうです。これまでの自治会の行事のやり方ですか会計や集金のやり方、それを変えていきたいということで若い方からそういう声が上がってきてているそうです。実際、役員の方よりもこういった若い方から上がってくるというのが今後のポイントかなというふうには思っています。

次に自治会役員の成り手不足と会員減少への対応についてお伺いします。

先ほどもお伝えしましたが、自治会長の年齢は60代、70代を中心と。高齢化が進んでいます。そ

して、以前より働く方が増えていますよね。70代も現役ということでそういった世代の年齢も上がってきてています。なかなか、次の役員、担い手、つながりにくいというような現実があると思います。

自治会につきましては、自主的な組織であり、市が直接的に運営へ介入するということはできないかと思います。しかし、だからこそ市が果たすべき役割があるのではないかでしょうか。例えば、役員の負担を軽減する仕組みづくり、そして次世代の人材を育成する学びの機会の提供、協働センターの支援員や外部サポーター制度の活用またブロック体制などによる役割分担の促進、そういう環境整備については市だからこそ可能であり、必要な支援だと考えます。

市として役員の成り手不足と会員減少という構造的な課題に対しどのような支援策を講じていくのか、具体的な方針をお伺いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 自治会は主に地縁により自主的に組織される自ら治めることを旨とした団体であり、議員も御指摘のとおり過度な関与は行うべきではないと。かように認識しております。一方で市ができる支援については当然に検討してまいります。

現在の支援としましては、自治会連合会や地域などの支部組織の事務局を担い、市に対する要望の取りまとめや視察研修などの実施を通じた学習機会の提供に努めております。また、市民協働センターでも自治会等からの相談に応じておりますのでこちらも活用いただきたいと思います。

現在、考えている支援として総務省が実施する集落支援員制度というものがございます。これは、自治体からの委嘱を受け、市職員と連携しながら集落への目配りとして巡回や状況把握を行うとするものです。この集落支援員設置の際には今ほど御指摘のあった自治会への支援も必要な役割になると見てくると。かように考えてございます。

（3番議員挙手）

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） ありがとうございます。集落支援員制度等、ぜひ進めさせていただきたいと思います。

最後に自治会の統合・再編の方向性について市長にお伺いしたいと思います。

アンケートでは、役員の成り手不足や活動停滞が深刻化し、小規模自治会では既に運営が困難と。統廃合を考えいくべきではないか、そういう切実な声が寄せられています。

資料2のほうも御覧ください。

人口減少と高齢化が加速する中で、全ての自治会は、今、240ございますが単独で存続するというのは難しい。そういう現実が目前に迫っています。

センターでも新しい自治体制づくりとして近隣での連携や相互扶助の体制づくりを呼びかけています。こちらは資料3を御覧ください。

しかし、自治会は地域の歴史や文化、住民同士の絆を背負う自主的な組織です。市が一方的に統合を押しつけるようなことはできないかと思います。だからこそ、市が担うべきは、強制ではなく、住民が将来像を描けるように寄り添い、合意形成というのを支援していくことかと思います。具体的には、統合や再編を検討するための情報提供や先行事例の紹介、そして住民同士の議論を支える話し合いの場のコーディネート、地域に応じた解決策を模索する伴走型の中間支援、そういう役割が求められていると思います。

さらにこの課題は自治会だけにはとどまらず郡上市全体の将来像とも直結しています。中山間地域の多い本市では地域コミュニティーの維持こそが暮らしの安心と地域経済の基盤です。自治会の持続可能性を確保できなければ、防災、福祉、教育、文化、そういう市政全般の持続性も危うくなると思います。

市長にお伺いします。自治会の将来について、市として統合や再編をどのように考え、地域とともに協働して合意形成を進めていくのか、さらに自治会の課題を市全体の将来像、中山間地域の持続可能性とどう重ね合わせて描いていくのか、市長の明確なビジョンをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） では、有井議員の御質問にお答えします。

明確なビジョンとおっしゃいましたので明確なビジョンをしゃべらなければいけないかもしれません。

地縁団体として自治会は歴史を持って発展してきました。当初、それぞれの人がお互いに助け合わないとできない、これが自治会のもとだと思います。今は、いろいろな通信機器また大きな重機、そういうしたものも入ってみんなが手伝わなくともできるというような時代になってしまいました。

そういう中で市が直接自治会に関与するということにつきましては議員おっしゃったとおりやることができません。伴走支援という形でそれぞれの自治会にお話しをしていただく、これが大事ですが、自治会がその中で合意形成を図ってくださいと。これは簡単に言えますが、実際にやるということは大変難しゅうございます。

私の住んでいる高齢のある一自治会でございます。70人ほどおりました。6つの組があります。その中で今から十数年前に都会で働いておられた方が婿養子で入られて、そしてそれを3つに再編しないと将来はできないということをおっしゃいました。そのときは、ちょうど当時の区長さん、自治会長さんでした。小さな自治会でしたけども、大問題となり、大議論が巻き起こりました。特

に年配の方からはこんなことはもう江戸時代からと言われました。ずっとこうだったと。それを変えるようなことは絶対駄目と。そういう非常に厳しい論調でその自治会長さんに叱責されました。それでも彼はそうしなければもうやれないことは見えとるという。何度もそれを理論的にお話しされました。

それから幾度とない話合いの中で3つにまとまりました。今、十数年たって、その中の一つの組、班、そこはたくさんあったのが4軒だけになりました。そのときにもしそれを続けていれば毎年2役ぐらいずつ交通安全委員だとかそれが回ってくる。今になってみればあのときの選択は正しかったというのが私たちの自治会の考えです。それに至るには大変な議論が要ります。そして、その責めを負う人も出てきます。そういった中でどうまとめていくか。それはこれからの市の役目として大変重要なものだと思います。

そのなぜやらなければならないかは人口減少が実際に進んでいるからです。その中で、私は、自治会は、これから、特に女性、若者、そして移住者の意見を聴くということをしっかりとやらないと自治会もこれまでの婦人会や青年団と同じように徐々に徐々にむしばまれ、気がついたときには手遅れになってきていると思っています。もちろん年配の方の御意見を聴くことは大変重要です。そういった中で御年配も理解しながら若い人もしっかりとそれを実現していくという責任があります。

明確な答弁になるか分かりませんが、市の将来像につきましては、今、私が掲げる若者へのシフト、これは、予算をつけるだけではなく、若者自らが、今現在、郡上市の各地域でグループをつくり、また女性の会もそういった活発な活動を続けています。これから郡上市をつくっていくときに若い世代が活躍するその場をつくるというのは、私、市長の仕事だと思っています。

中高生の活躍が至るところで見えてきました。今度の23日はミチトキテンという大きな若者の祭典が始まります。この若者にかけてみる、若者が活躍したい、そういう活躍できる場を提供するのが市長であり、それを見守っていただくのが郡上市の市民の皆さんのお仕事。これができさえすれば必ずいろいろなところでの問題はこれから解決していく方向に向かうのではないかと思います。いつもお話しするように、足元を見るのではなく先を見てみんなでやっていく、これが明確なこれから道筋だと思っています。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 市長、ありがとうございました。若者、そして女性、移住者、そういった声を聴くというのはこれから本当に重要になってくるかと思います。

先日、18番議員の答弁に土地の管理を認可地縁団体にというようなお話もありました。自治会もこういった役割が今後必要になってくるのかなというふうに思います。

また、今回の質問につきましては実際に自治会長さん数名の方からお話を聞きして現状とか課題についてお聞きしました。県のアンケート結果では、自治会が行政に負担軽減を求めるのは、行事の見直し、そして行政が委嘱する委員の推薦依頼の見直し、自治会業務のデジタル化支援というふうになっています。アンケートの中でも、自治会単位での課題解決というのは本当に難しい、行政のサポートが必要というような回答が全体の8割もありました。

ぜひ市として自治会役員の負担軽減ですかデジタル支援も含めて市民と共に歩んでいただくことをお願いしまして私の1つ目の質問を終わらせていただきます。

では、続きまして大項目2の指定管理制度と公共施設の未来について質問いたします。

このテーマにつきましては冒頭にもお伝えしましたとおり1番議員と2番議員と共に一緒に取り組ませていただきました。お2人は主に指定管理制度について質問されておりますので私は公共施設の未来について質問したいと思います。内容については先日の1番議員とちょっと重なる部分があるかと思います。

最初に用途を終えた公共施設の維持管理についてお聞きします。

郡上市が持つ公共施設は令和4年3月改定の公共施設等総合管理計画において平成29年の時点では561施設、延べ床面積は約42万3,000平方メートルでした。それが令和3年には561から549という施設へ減少したものの延べ床面積は42万8,000平方メートルということで逆に面積は5,000平方メートル以上増えているんです。つまり施設数は減っても規模はむしろ広がって管理の負担というのは軽くなっています。

廃校や旧保育園などもう使われていない施設は市民の大切な資産であると同時に放置すれば維持管理の負担や老朽化リスクを抱える負の遺産となってしまいます。

市は公有財産有効活用ガイドラインで費用と効果を見極めて資産を生かす姿勢というのを示しております。また、公共施設再編行動計画でも方向性を示されました。しかし、普通財産の全体像はまだ整理されていないように感じます。

そこでお聞きします。市はこれらについて取壊しを想定した費用の積算は行っているのでしょうか。また、現実に必要となっている地代、水道光熱費、管理費、補修経費、そういう維持費をどの程度把握し、将来的な財政負担をどのように見通しているのか、お伺いします。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 現時点で普通財産となった施設を取り壊す際に係る事業費は把握しておりませんで取壊しを決めた際に1件ずつ積算しております。また、近年の物価、人件費等高騰の影響から実施時期によって費用の算定は都度見直す必要があります。

施設維持についてはその使用形態により異なり、主に引き続き市が別の用途で直接使用している

もの、あるいは民間団体等へ貸し付けているもの、また未利用施設という主に3つの種類がありまして、これら施設全てに建物保険の支払いが生じております。一部施設については敷地が民地のため借地料を支出しておりますとして建造物の除去に加えて借地の解消が課題であると認識しております。

全局的に維持費の取りまとめは行っておりませんが、所管ごとで必要な経費を管理・把握しておりまして、例えば前年度をもって廃止した白鳥の高齢者福祉センター、保健センター、文化センターの3施設については、光熱水費は使用を休止しておりますので不要ですが、建物保険に年間3万円、底地が民地であることから年間で118万円の借地料を引き続き支出しております。

以上のことから将来的な財政負担については特に未利用施設を現状のまま放置すると不要な経費により財政負担が生じますので公共施設適正配置計画あるいは行動計画に基づき施設ごとに見直しを着実に進めてまいりたいと考えております。

(3番議員挙手)

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） ありがとうございます。市民にとって大切なのは、今、市が何をどれだけ持っているのかということを知ることだと思いますので、今後、普通財産を含めた全てのそういった公共施設ができる範囲で一覧化して情報を示してくださるとありがたいなと思います。

次に老朽化施設の安全対策と取壊しの優先順位についてお聞きします。

老朽化の問題です。市の公共施設のうち築30年以上たった建物は本当に全体の半分ぐらいですね。48%を占めています。本当に対応を検討すべき時期ではないでしょうか。こうした施設というのは、倒壊や火災、地震や豪雨、そういった災害時に非常に危険が増して市民の生活を脅かします。市はこういった施設についてどのような安全対策を講じているのでしょうか。

また、施設の取壊しについては、どの施設から取り壊すとか残すか、といった優先順位、こちらについてはどのような基準で判断しているのでしょうか。老朽化が進む施設の安全対策について、取壊しを進める場合の優先順位について、またその際の地域の声の反映についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） まず、施設の安全対策については、地域住民からの情報提供や必要に応じて職員が現地を確認し、その状況に応じ立入禁止措置を講ずるなどの対策を行っております。

施設の取壊しについては、1点目に老朽化等による危険度、崩壊時の周辺への影響、またアスベリストが含まれているなど環境面からの安全対策。2点目に跡地の有効活用や売却した際の財政効果といった施設の立地、また3点目に有利な財源の有無を考慮して進めたいと考えております。

現在、解体を進めている大和町万場地内の旧小学校についても、玄関部分が崩落し、立入規制を

行っていたこと、崩落時に隣接する県道への影響が懸念されたこと、地域からも早期撤去の要望が出されたことから事業化に至ったものです。

以上から、市民の皆さんからの御意見も聴取、御理解も得つつ、老朽化が著しく近隣への影響が大きな施設をまた可能であれば跡地利用につながるよう優先的に撤去してまいりたいと考えております。

(3番議員挙手)

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） ありがとうございます。老朽度とか利用状況、地域の声などを基準にして透明性ある判断を市民と共有していただきたいと思います。

それでは、最後の質問を市長にお聞きしたいと思います。

未活用施設の民間活用・地域利用についてお聞きします。

未活用施設というのは視点を変えれば地域の資源です。例えば、民間に払い下げる、あるいは地域活動や事業に活用するということは市の財政負担を軽減するだけではなく新たな地域資源として活用するチャンスにもなるかと思います。

社会教育施設は数年間で本当に増えておりますし、地域の活動拠点としても広がりを見せております。また、同じように観光保養施設というのも地域交流とか観光の可能性を広げています。岐阜県内では廃校を宿泊施設や観光拠点に再生し、雇用やにぎわいを生み出した例もあります。

先日、統廃合をした学校の校庭を市長は宅地として整備し、格安に供給される話もされました。また、以前の一般質問で旧大和第一北小学校の校舎を子育て世代の交流の場また起業家のシェアオフィスにというような話もされました。こうした取組は財政の負担を軽くするだけでなく未来の郡上に新しい雇用と交流を生み出します。

今後の見通しについて市長はどのようにお考えか、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 郡上市の方向性としては、第一番、行政による活用、次が民間が主体となっての公共活用、その次が民間による公共外の活用、最後に除却、つまり取壊しとなります。しかし、このスキームの中でなかなか皆さんの了解を得られないということで滞っているものは多々あります、原則として、今の郡上市にとって、行政は過剰な資産を持たない、これが私たちの思いです。これから郡上市は、前市長が計画された統廃合についての計画、これを実行するという行政でありたいと考えています。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） ありがとうございました。過剰な資産を持たないということですのでまた進めさせていただければと思います。

今回の質問で、利活用検討に当たって、本当は、サウンディング型市場調査、こちらについてもお聞きしたかったかなと思うんですけれども、またこちらについては次回以降とします。

公共施設は本当に今を生きる私たち市民の生活を支える基盤であると同時に将来世代への大きな負担ともなり得ます。市は本当にこれまでガイドラインや総合管理計画をつくってきました。私も、昨日、もう一度、じっくり読ませていただいたんですが、本当に進んでいる面もあるし、まだまだこれからという面もあるんですけれども、しっかり取り組んでいらっしゃるなという感想でした。

これからそういう計画を机上の計画では終わらせらず普通財産も含めた全体像を整理して実際の行動に移していただきたいと思います。安心して暮らせる郡上を未来の子どもや孫に引き継ぐために、また誇りを持って暮らし続けられる郡上を次の世代に残すために私はその思いを市と共有しまして市民の方々と共にしっかりと歩んでいきたいと考えております。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、有井弥生議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分を予定しております。よろしくお願ひします。

（午前10時09分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 田 代 まさよ 議員

○議長（森藤文男） それでは、12番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

12番 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 12番 田代まさよです。議長より発言のお許しをいただきましたので失礼いたします。

今年も暑い夏が訪れました。郡上の風物詩でもある郡上のおどりも終わりに近づいてきました。今年は中学生や高校生をはじめ、若い力が大いに盛り上げてくれた徹夜おどりになったのではないでしょうか。若い方の力は本当にすばらしいものです。この先も若い方の力が続いてくれることを祈ります。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、大項目2つ、学校教育についてと図書館について伺います。

初めに、大項目1つ目の学校教育についてお尋ねをいたします。小項目は1つです。

新聞やテレビ、インターネット報道における教職員の不祥事について伺います。今年の6月に名古屋市で小学校の教員による盗撮事件があり、その盗撮画像をSNSのグループで共有していたとされ逮捕されました。

このような事件が発覚となり、その逮捕された先生が勤務していた学校の児童生徒や保護者のみならず、全国の児童生徒や保護者をはじめ多くの方に不安と動搖が走り、教員に対して信頼や安心感がなくなったのではないでしょうか。

また、事件の詳細についてはいろいろとデリケートな部分や配慮の必要があるため、省かせていただきます。

文部科学省における「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針、はじめ」によりますと、「本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が児童生徒に対し『魂の殺人』とも呼ばれる性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどという事は、断じてあつてはならず、言語道断である。

しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒免職等を受ける教育職員等は後を絶たず、中には、教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないよう性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。

今もまさに学校現場において被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法に定められた施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない。

『社会の宝』であるこどもを教育職員等による性暴力等から守り抜くことは、一部の学校関係者だけではなく、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。

このため、文部科学省はもとより、教育職員等、学校、教育委員会、学校法人、警察を含むその他の国・地方公共団体等の関係者は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある。」と報告をされております。

性暴力等を行う者は一部にすぎないと思います。ほとんどの方は真面目に、真剣に、児童生徒等と向き合ってくださっていると信じております。一生懸命に職務を行ってくださっている教職員の皆様には申し訳ございません。そして、郡上市の教職員の方々は真剣に取り組んでいただいていると信じております。

市では、さきに不祥事などもありましたが、今現在小学校に通っている保護者に何か説明はされ

ているのでしょうか。そして、どのような説明をされているのでしょうか。

国や県からの指導などはどうになっているのでしょうか。国の指針にもあるように全ての大人の責任とあります。教育の現状を大人が知っておくべきではないでしょうか。教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

初めに、今回の複数教員による盗撮事件については、教育に携わる者として情けないとともに大きな怒りを感じます。加害者本人が罰を受けるのは当然ですが、議員が言われるように、日々真面目にひたむきに子どもたちに向かっている多くの教員の信頼を失うような風潮を生んだり、自分たちの先生もそうではないかというような疑いを抱かせたりするようになっていくと思ったら悲しい限りであり、絶対そうなってはいけないという強い思いを持ちます。

まず御質問にある国や県からの指導については、当然ですが細部にわたって強い通知が来ていました。以前から教職員による性暴力等については大変問題視されており、令和3年6月4日には教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が公布され、その後刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日に改正され、法律としてもさらに強化されています。

今回の事案を受けては、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底についてが令和7年7月1日付で文部省初等中等局長通知として出されています。ちなみに通知というものは事務連絡の上位にあり、実質的に従うものとして扱います。県からも同様な指導が来ています。

その内容については、全てを説明しているとこの場では時間が足りませんので、柱となる大まかなものを挙げさせていただきます。

児童生徒性暴力等は原則懲戒免職処分の対象となることを含め、教師への研修を改めて実施し、いま一度周知を徹底する。教師と児童生徒が第三者の目が届きにくい環境で活動する場面をできる限り減らしていく。密室での指導を回避し、組織的な教育指導体制を構築していく。盗撮防止に当たり、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、教室等は整理整頓し、カメラ等を設置できない環境にしていく。教師がSNS等で児童生徒と私的なやり取りを行わない。教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒を撮影しない。学校所有の端末であっても児童生徒の画像を管理職の許可なく校外へ持ち出さないなど。児童生徒・教師等に定期的にアンケートを実施する。被害児童生徒やその保護者が安心して相談できる環境を整備する。教育委員会等が設置している相談窓口を改めて児童生徒や保護者に周知する。相談があった場合は、警察等の関係機関と迅速に連携

する。教師による児童生徒等性暴力等の事案が生じた場合は、基本方針に基づき原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分を徹底するなどです。

これらのことは、郡上市教育委員会からも通知として全ての中学校に周知しており、それ以外にも7月の校長会、教頭会それぞれで担当から詳しく指導がされています。

保護者への説明については、この盗撮事案を切り取って、教育委員会から保護者へお知らせすることはありません。県外で盗撮事件があったので皆さんも先生たちには注意してくださいと取られることも本意ではありません。郡上市教育委員会としては、郡上市の先生方を信頼していますし、教育委員会が学校を信頼していないと取られるような発信の仕方は考えておりません。

ただし、議員も言われたように過去には郡上市においても20代の教員による不祥事の案件がありました。だから絶対という言葉は使えません。このことは教育委員会も忘れたことはなく、毎年4月の校長会で私から、「先生方を信頼しているが絶対ということはない。各教職員の皆さんには“どうなるかをよく考えて”ということを繰り返し話してほしい」と校長先生に毎年伝えています。

児童生徒、保護者の皆さんへも、不安なこと、心配なことがあれば、どの先生でもよいので相談すること、学校でなくても教育委員会などへ相談することは毎年周知しています。

また、今年度より健康観察・教育相談システム「ここタン」を全学校に導入しました。児童生徒が不安に感じることや相談したいことがあれば、「ここタン」の『聞いてほしいボタン』をクリックするだけで、誰にも知られることなく、相談しやすい先生にサインやSOSを発信することができます。

教育委員会としては、今回の盗撮事件だけでなく、「い・い・こ・た・こ」の合い言葉に代表される淫行・飲酒運転・公金横領・体罰・個人情報漏えいなどの教員による不祥事がなくなるよう、未然防止に努めるとともに、万が一起きた場合は早期発見早期対応の手立てを講じて、学校教育への信頼感を高めていきたいと考えています。教育は「信なくば立たず」だと考えます。今努力すべきは、児童生徒や保護者の皆さんの信頼が高まるよう、「分かった、できた、やってよかった」と思えるよう日々の授業を充実させる。常に子どもたちの心に寄り添い、いじめがあれば早期発見早期対応に努めるなど安心で安全な学校生活が送れるよう配慮するなど、信頼される学校づくりに努めてまいります。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございます。教育委員会のほうでもしっかりと各学校へ指導をなさっているということをお聞きして、私は安心しました。

しかしながら、保護者とか地域の方にとって、学校どうしておいでるんやろうという声も多くあります。詳細でなくても構いませんので、学校はやってみえますが、ただ学校だけで食い止める

ことはなかなか難しいかと思います。学校もやっていますが、保護者の方も子どもたちをよく見ていただき、そして先ほどおっしゃっていただいたことの子どもの発信、SOSを学校で受けている、保護者の方と話し、学校全体で話し、何事もないような状態にしていっていただきたいと思いますので、学校が、あそこがやったからこうやっていますということではなく、学校もやっています、そして保護者の方々も子どもたちをよく見ていただきたい。そして子どもたちのSOSを学校でも受け止め、おうちでも受け止め、地域全体で受け止められるような郡上市であっていただきたいと思いますので、学校だけでこんなことやっていますということではなく、本当に広く皆さんに学校も頑張っていること、そして保護者もお願いしますということを広く広めていただけると私はありがたいと思いますので、そんなことも考慮していただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、大項目2つ目の質問です。ここでは小項目2つお尋ねをいたします。

初めに、公共図書館の在り方と蔵書の充実についてお尋ねをいたします。6月の定例会に2番議員が図書館についてお尋ねをなさってみえますが、同じようなことと思われますが、市民の意見としてお尋ねをいたします。

今年6月29日の産経新聞に「図書館の多い街、長寿の街」という見出しで記事が掲載されました。この研究は、京都大学と慶應義塾大学が共同で研究され、慶應義塾大学総合政策学部専任講師の佐藤豪竜先生が中心となり、研究を実施されました。

佐藤先生によりますと、図書館や蔵書の充実といった文化財への公共投資が、健康寿命のまちづくりに有効である可能性を示唆する結果になった。調査グループは、「財政難で公共サービスが削られる現状にあるが、図書館の有効性を改めて見直すきっかけになれば」と話されています。

結論として、図書館の蔵書が人口当たり1冊増える——例えば、1,000人の町なら1,000冊増えるということです——とその地域の高齢者の要介護リスクが4%減少することに相関関係が確認されたということです。あくまでも相関関係であり、因果関係ではないと言われています。同様に人口当たり10冊の蔵書は要介護リスクが34%減少することに相当すると言われています。さらに、町に図書館が1館増えると、要介護者が約48%少なくなることが確認されたということです。

図書館の存在が要介護リスクを軽減すると思われる理由として、1、公共図書館は市民が文化活動に参加できるようにする、コミュニティーの文化資本である。2、様々な書籍があることで知的な刺激を受ける機会を提供している。図書館が強化する認知刺激は、高齢者の認知能力を維持するのに役立ち、機能障がいのリスクを軽減できる。3、高齢者の身体活動を促す。図書館への外出の頻度が増えることで、高齢者は身体活動を行うことができ、身体能力の維持につながる。4、誰もが自由に無料で利用できるなどが挙げられています。

市では、今年の4月から白鳥の本館をはじめ、はちまん分館や5つの分室において雑誌や新聞の

購読をやめられました。新聞におきましては、購読は本館のみでしたが、はちまん分館では始めたということです。利用者を増やすためには、新聞や雑誌を置いておくことはとても重要なことと考えます。

また、図書館の機能を強化すれば要介護リスクが下げられるという因果関係ではないにしろ、図書館の充実が身体機能の維持、認知機能の活性化、社会参加の促進にはつながると思います。

図書館の存在で、高齢者の要介護リスクが下がり、医療・介護費用が抑えられる可能性もあるのかもしれません。そして、高齢者の居場所になるのであれば、雑誌などをまた復活させてはいただけませんでしょうか。財政難で公共サービスが削られる現状ですが、図書館の有効性を見直していただき、将来のための投資をお考えいただきたいと思います。

教育長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

図書館の蔵書数と住民の要介護リスクに相関関係が見られるという産経新聞の記事を御紹介いただきました。

住民の健康維持のためには様々な方法があると思いますが、その一つとして蔵書数の充実が有効であるという趣旨の内容でした。これを受けまして、最初に郡上市の蔵書数と市民1人当たりの蔵書数と参考に近隣図書館のデータを報告したいと思います。

本日、タブレットに資料も提示しておりますが、令和7年の郡上市図書館要覧によると、令和7年3月31日現在の蔵書冊数は27万3,653冊、市民1人当たりでは7.33冊です。近隣の都市では、高山市が3.80冊、下呂市が4.23冊、美濃市が4.41冊、閻市が5.13冊、飛騨市が5.72冊となっています。郡上市は近隣では上位に位置します。

次に、図書館の在り方についてお答えしたいと思います。

市では、図書館を単なる本の貸出場所にとどまらず、市民のウェルビーイングに貢献する重要な場と位置づけています。そのため、本館、はちまん分館が中心となって、市民の学びたい気持ちを手助けし、個人の成長や自己実現に寄与するための様々な取組に力を入れています。

例えば、2館では、大人の学びに関する貢献として「おとの学校」の開催やレファレンスサービスを通じた学術調査・研究支援のほか、高齢者福祉センターやデイサービス施設等への定期的な本の貸出しなど、市民の「いつまでも学びたい」という知的欲求に応えるようにしています。

また同様に、2館では子どもの学びと成長を支援するための出前授業——これはブックトーク——の実施、夏休み子ども教室の開催、レファレンスサービスによる調べ学習の支援を行っています。

そのほかにも、本館では、子どもが一市民として自ら市のために考え行動する力を育む総合文化教室（図書部）での活動支援、図書館ボランティアやインターンシップの積極的な受入れなども行っています。

このように、公共図書館は、市民が学びを通じ知識を深化させ自己を成長させる重要なコミュニティーの場であると考えています。このことから、多彩なプログラムとサービスを通じ学びへの貢献をしていくとともに、蔵書数の充実や地域特性に応じた貸出しを継続することにより市民のウェルビーイングに寄与していきたいと考えています。

また、市民の居場所として図書館を考えていくことは大切なことだと考えます。雑誌の購入についても、現在の体制が今後不変のものとは考えておらず、購入の是非や、購入する場合どのような雑誌がふさわしいのかなど、図書館協議会委員の皆さんとの意見も聞きながら、検討していきたいと考えております。

（12番議員挙手）

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございます。郡上市は、決して1人当たりにすると少ない冊数ではないことがよく分かりました。しかしながら、冊数があっても利用しないことにはなかなか介護度のリスクが下がるということではないと思いますので、より皆さんに図書館を利用していくだけの方向に市としても頑張っていただきたいと思いますし、また雑誌のことに関しましても、本当に図書館の委員会の方々にもよくお話を聞いていただき話し合いをするということが、本当に、先ほど市長の答弁にもありましたが、大変な作業です。ですが、その作業をしないとこれらの郡上によりいいものになっていかないということであれば、大変ではございますが、よく話し合いをしてよい方向の検討をしていただけることをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、小項目2つ目です。

郡上市図書館の今後の体制についてお尋ねをいたします。

今年の6月での定例会において、2番議員の一般質問に対して、教育長は、郡上市図書館の本館・分館・分室の体制も見直し、必要に応じて再編を検討していかなければならないと考えていると答弁されました。

言い換えると、やまと・たかす・みなみ・めいほう・わらの分室を削減するということも含まれているのかもしれません。そうならない前にお尋ねをいたします。

慶應義塾大学総合政策学部の佐藤先生が申しておられるように、繰り返しになりますが、図書館が多い町ほど、高齢者の要介護リスクが低い傾向があるという研究結果から見ても、5つの分室は残しておくべきではないでしょうか。

佐藤先生は、「図書館は介護予防に役立つ可能性があるだけでなく、無料で通えますから健康格

差を縮小する役割も期待できる。自治体は図書館という場を持つ豊かな可能性に気づいてほしいです」と言ってみえました。

図書館は本を借りる場所だけでなく、孤立しやすい高齢者にとって交流場所になったり、居場所にもなり得ます。

そして、利用者が少ないからやめるのではなく、いかに利用してもらう工夫が大切ではないでしょうか。

6月の定例会の後に、5分室を2館に集約し内容を充実させていく中で、課題を明らかにし、郡上市にとって望ましい図書館の在り方を考えていくという回答に対し、市民の声として5つの図書館の分室の方にお聞きしました。

大方の分室では、なくなることは本当に残念です。寂しい。この先がより不安である。分室より遠くなるとどうしても図書館に行けばいいのか分からぬし、より図書館に通わなくなるのではないか。

ある分室では、月2回図書館分室から違った本を学校に持つていかれ、その本を子どもたちも待ち望んでいるそうです。分室のほとんどの方がこうやって小学校へ持つていかれているそうです。本を借りることが楽しいと子どもたちは言っているそうです。また、そこでは、いろはライブラリーといって夏休みなどに40名ほど集まり読み聞かせをしたり、みんなで遊んだりしてみえるそうです。最初は10名ほどの集まりでしたが、今や40名ほどの方が集まるようになったそうです。

そんな行事も分室がなくなるとできなくなります。それは、残念なことで、張り合いのないことだと思います。お金も大切ですが、人が大切であることを教えてみえました。

また、高齢者のみならず、赤ちゃんから高齢者まで地域のコミュニティーの場所であることにも利用の価値があり、現代のスマホやタブレット端末、パソコンでは味わえない心の豊かさも育てるために、図書館の役目として地域の人がつながる場所とも言えるのです。

あるものをなくすのではなく、より利用できる方法を考え削減ではなく、利用や活用し郡上の文化を残すためにも、2館体制でなく、7つの図書館を維持できるように検討はしていただけないでしょうか。

図書館がなくなるということは1つの文化がなくなるというと大げさかもしれません、大切な場所であってほしいと思っています。このことに関して、市長はどのようにお考えでしょうか。

市長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 私は、図書館というものについてそれを否定するものではありませんし、また所管の部局は教育委員会でございますので、教育委員会の考えを一番重要視したいと考えています。

これまで読書の習慣のある方は認知症になりにくいということは言われてまいりました。私は医学部の教員をしているとき論文をたくさん読んできましたが、客観的に読むということが大事で、書いてあるとおりのままで言うことをそのまま入れるものではありません。議員おっしゃったように、今回は、相関関係はある、しかしこれは因果関係ではないという具合に書いてあります。原文は英語で述べられていましたが、つまり図書館を多く造れば要介護者が減るというものではないということです。もしそれが事実であれば、たくさんの介護の費用をかけるより図書館を10も20も造っておいたほうがこれは減るということになりますので、その辺りはしっかりと押さえておく必要があります。

また、図書館が充実している、そういう自治体は、民生費、つまりいろいろな介護関係のことに対して、例えば体操教室を通じてのフレイル予防であるとか、認知症予防対策が取られている、また健診もしっかりとしていて、そういう予備軍が少ないということもあるかもしれません。その辺りは今回の論文に書き込んでいませんので、そこもしっかりと私たちは押さえておくべきだと思っています。

そういう前提で、今後も人口が減り続ける郡上市において、もし議員おっしゃるように、何らかの図書館の新しい活用方法を通して利用者が増えるという見込みがあれば、これは残していくべきだと思いますが、今のところどなたからも増えるという御意見、それは出ていません。そういう場合に市長といたしまして、本館・分館・5つの分室、つまり7つの図書館を維持するということは、これからの中もたちの将来負担を考えたときに、ある程度集約は致し方がないというのが私の思いです。そのためには、本館と分館の2館を中心とした分室の在り方、そういうものを考える必要がありますし、そもそも合併とは何のためであったかということをいま一度考える必要があると考えています。

また、市民の皆さんに御説明をするときには、やはり数字、客観的なものを持ち出さなければなりません。その中で、令和6年、7館全体で1日の平均利用者は152.3人、しろとりが本館ですが74.8人、はちまん分館52.2人に対して、やまと分室は9.7人、たかす分室6.7人、みなみ分室5.0人、めいほう分室2.0人、わら分室1.9人、この数字を見たときに、市民の皆さんに5つ残すということが説明をできるのか。そして、これが介護の予防、そういうことが必要になる人を下げることができるのか。これが説明できれば当然7つは残すべきでしょうが、この数字を見たときに皆様がどう思われるかということは大変重要です。

今後の集約の際、市民の利便性は必要です。予約した本、大人は予約することができますので、振興事務所で受け取れるサービスの構築、また第4次郡上市子ども読書活動推進計画に基づいて、あらゆる地域の子どもに読書の機会を提供する方法などを研究しなければなりません。そして、小学生には図書館の本を直接手にしてもらえる、そういう学校貸出しを継続する新たな仕組みづくり

り、地域の実情を考慮した小さなお子さんや保護者の皆様が本を取ってそれを眺める、読む、そういった場所及び学校で行われている読み聞かせなど、分室の本が利用できるような形はほかにないのか、そういったことも考えていかないと、「分室、残す」それだけではなく、その代わりになるようなものはないか、これもやはり知恵を出す必要があると考えております。

議員おっしゃるように、いろいろな思いは皆さんにあることは承知しておりますので、その中で教育委員会、また図書館運営委員会等を通じて最終的な方向性をお示ししていきたいと考えています。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございました。私もこの図書館のことに関して、いろいろ皆さんとお話をさせていただく上で、話をして、どうしていくのかということが本当に難しいと実感しました。先ほど、繰り返しになりますが、市長が3番議員の自治会のことでもお話をされて、みんなが反対したけど今はよかったですなどというようなお話をされたように、今、本当に大変ですが、皆さんの意見を聞いていて、どうしたらいいのかということを考えると、本当にただ難しくなることがいっぱいです、どうしていいのか分からなくなることがいっぱいありました。しかしながら、この先のこと、10年先、20年先のことを考えると、やっぱりこうしたほうがいいよね、やっぱりこうするべきだよねということが見えてくる気もしました。なので、話し合いをすることは本当に大切です。皆さんの意見を聞くことも本当に大事だと思います。しかし、その中で何かを決めていかなければならぬという、行政側にとっては本当に大変なことかと思いますが、その大変さが今なのかかもしれません。その今をいかに皆さんに上手に説明し、この先のことも郡上市がよくなるようなことを考えていただき、説明いただき、難しいことかもしれません、それを乗り切っていただきたいと思いますし、私たち議員側もそれを理解し、できることはやっていきたいと思います。そして、当然ながら市民の方々も、理解をすることは本当に大切なことだと思いますので、皆さんの理解、そしてどうなることが郡上に一番いいのかということをみんなで考え、難しいんですが、そこを乗り越えていきたいと思いますので、今後も御尽力よりお願いしたいと思います。

少し時間を残しましたが、私の今回の質問は終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定しております。

(午前11時03分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

◇ 大坪 隆成 議員

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員の質問を許可いたします。

2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪隆成です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、先日、刈谷ハイウェイオアシスで行われた郡上おどりの下駄納めのタバに行ってきました。主催は知立の民間団体の方でした。郡上市以外の多くの郡上おどりファンの方が集まっています。ああ郡上おどりって郡上以外の人もこうやって支えてくれているんだなとすごく感動しました。

そして、昨日は毎月行う神楽の月稽古でした。僕たちの神楽も子どもが減っている、担い手が減っているということで、まず、できなくなるときは笛を吹くやつがいなくなるんじやないかという話をしていたら、昨日は新しく神楽に参加した、よその地域から引っ越してきた人や、氏子外と呼ばれる地域の方以外の人、そして、絶対やってはいけないと言っていた中学生の女の子が、しらつとして座って笛を吹いていました。誰もとがめるのではなく、よう来てくれたな、何や、おまえ笛やるなんかなんて話をして、お父さんがやっているのを見て私のほうが上手かもしれんと思って始めてみた。ああこうやって、もしかしたら文化とかルールとか、そういうものは変わっていくのかなというふうに思いました。

先ほどの3番議員の自治会の話や図書館の話でもありましたが、人口が減っていく中、いろんなものが縮小や取りやめといった、そういうネガティブな話ばかりになりますが、人口減少で変わるルールや習慣というのは、価値の見直しというのは、僕は進化なんじやないかなというふうに思っています。そういうことも踏まえて、通告に従って一般質問をさせていただきます。

障害者総合支援法は、障がいのある人が基本的人権のある個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要となる福祉サービスに関わる給付やそのほかの支援を総合的に定めた法律です。市町村は、この法律に基づき、地域生活事業を必須で実施しなければなりません。その一つに、障がい者の日常生活を円滑にするために必要な用具を給付または貸与する日常生活用具給付事業があります。

スライドお願いします。

この事業主体は市町村であり、対象者や利用者負担は市町村が定めることとなっています。この事業の根拠法であるかつての障害者自立支援法では、障がい福祉サービスの利用に公益負担の考え方

方が取り入れられ、原則一律1割負担が導入されました。それによって大きな反発を招いたことは、皆さんもよく覚えてみえると思います。その反省もあり、現在の総合支援法では、自己負担は所得に応じた上限を用いる、いわゆる応能負担を前提とした制度に改められています。

今回、一般質問するに当たり、県内21市にアンケート票を送り、日常生活用具の給付事業に関しての利用者負担について質問をしました。その中で、1割の自己負担を徴収する対象者について、県内の21市のうち20市が市町村民税非課税世帯の方には1割負担を求める運用をしていました。唯一、郡上市のみが非課税世帯の方からも1割の自己負担を求める運用を行っていることが分かりました。

この制度を利用して福祉用具を購入している方から、常に日常生活用具の購入が不可欠だが、国民年金で生活している自分たちには自己負担が重く困っているとの声を聞かせていただきました。この方は、国民年金で暮らす老夫婦世帯に属する方で、市町村税非課税世帯の方でした。

そこでお尋ねします。

第一に、仮に本市で非課税世帯への自己負担を免除した場合、財政負担はどの程度になるのでしょうか。

2つ目に、国の制度が低所得者への配慮を前提としていること、そして県内他市が全て市町村民税非課税世帯の自己負担は免除していることを踏まえて、本市でも免除を実施すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、健康福祉部長に伺います。

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

日常生活用具給付事業は、議員の御質問にもありましたように、各自治体の実情などに合わせて実施をされております。地域生活支援事業のうちの一つで、障がい者などの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することなどにより、福祉の増進に資することを目的とし、給付の種目や対象者の設定、基準額、上限額についても各市町村で定められています。

日常生活用具給付事業の自己負担額は、原則として日常生活用具の購入に要した費用の1割で、用具ごとに基準額が定められており、基準額を超える金額の用具を購入する場合、基準額との差額は全て自己負担となります。

御質問を受けまして確認をさせていただきましたところ、御指摘のとおり、県内21市のうち郡上市を除く20の市で市民税非課税世帯の基準額内の自己負担はゼロ円となっております。

それまで実施をしていた事業を平成26年に郡上市日常生活用具給付事業実施要綱として制定したときから、市民税非課税世帯の基準額内の自己負担免除について規定をしておりません。当時の制

定状況などを確認しましたけども、なぜ非課税世帯の自己負担を免除していなかったのかは不明となっています。

令和6年度実績では、日常生活用具給付事業の申請件数504件のうち、非課税世帯の申請件数は199件となっております。この実績を基に非課税世帯の基準額内の利用者負担を免除した場合、市の財政負担額は37万6,000円の増と試算をしております。

昨今、原材料価格の高騰や物流・人件費の上昇などが要因となって物価が高騰しており、生活への影響は多くなっております。議員の御指摘のとおり、低所得者への配慮の点からも、非課税世帯に対する自己負担額については見直しが必要であると、こう考えております。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 前向きな答弁ありがとうございました。市長は、常々、本当に困っている方々に対しては有意義な支援を行うと繰り返し述べられてみえます。市町村民税非課税世帯約37万6,000円の分を財政措置していただくことで、この市長の言葉を具体化する一歩になると思いますので、これはできれば次年度といわず、補正を組んででも、すぐにでも実行していただければとうふうには思います。

続きまして、日常生活用具給付事業の中からストーマ装具について質問します。

ストーマ装具は、大腸や小腸の病気により人工肛門を造設した方が排せつするために必ず使用し続けなければならない福祉用具です。

スライドお願いします。

皮膚に直接装着したパウチと呼ばれる袋を使って排せつを管理するため、日常生活に大きな影響を及ぼします。このパウチと呼ばれる袋を購入する際に、先ほどの日常生活用具の給付事業を活用します。この制度では、これらの商品を購入するに当たり、先ほど部長の答弁でもありましたが、1か月当たりの基準額を定め、基準額の範囲内であれば1割の自己負担で商品の購入が可能、それを超えた分については、全額自己負担して購入することになります。

東京都など一部の自治体では、この基準額を最近の物価上昇や製品改良による単価の上昇に対応できるように見直しを進めていますが、郡上市ではこの基準額が制度開始以来据え置かれたままであります。実際に、自己負担が重く必要な数を購入できない、お風呂に入るたびにパウチの交換が必要になるので、買えなければ入浴回数を減らすといった切実な声も寄せられています。これは、単なる金銭だけの問題ではなく、衛生や安心、そして人としての尊厳に直結する大きな課題だと思います。

そこで伺います。

第一に、こうした実費負担の実態を市はどの程度把握・調査されてみえるのか教えてください。

2つ目に、先ほど言ったように東京都はいろんな市が実施をされてみえますが、県内でも飛騨市

のように独自に基準額を引き上げている自治体も出ています。本市としても、すぐにとは言いませんが、将来の見直しに向けて検討姿勢を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目に、こういった費用負担が大変だという声は、現場の窓口の職員は常々聞いていたはずです。こういった声を制度の改善に結びつけられるような仕組みを市は持っているのか。持つていなければ今後そのような取組を行うことができないか。これらについて、健康福祉部長の答弁を求めます。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） ストーマについては、日常生活用具給付事業の給付対象種目に含まれており、膀胱または直腸障がいを有しストーマを造設した障がい児・障がい者が対象となり、身体障害者手帳の交付を受けるとストーマ装具の給付を受けることができます。

基準額は自治体によって異なりますが、郡上市では蓄便ストーマが月額で8,600円、蓄尿ストーマが1万1,300円となっており、基準額内の1割が自己負担となります。基準額を超える金額の用具を購入する場合、基準額との差額は自己負担となります。

県内21市の基準額を見ますと、蓄便ストーマの最高は1万7,716円、蓄尿ストーマの最高は1万3,000円です。平均では蓄便ストーマが9,468円、蓄尿ストーマが1万1,675円で、いずれも郡上市の基準額よりも高くなっている状況です。

市民の方からの御意見という御質問ですが、郡上市ホームページによる郡上市への御意見・御提案、あるいは令和6年度に策定をいたしました第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画のアンケート調査においても、日常生活用具の基準額等に対する御意見は受けていません。

また、現在策定作業中の健康福祉推進計画についてもアンケート調査を実施し、御意見はありませんでしたが、令和7年8月にストーマ装具利用患者の全国的組織である公益社団法人から、ストーマの基準額見直しに関する要望が地方公共団体の長宛てに書面で送られてまいりました。

郡上市では、日常生活用具給付事業実施要綱が制定された平成26年から基準額の見直しを行っておりません。平成26年度と令和6年度の日常生活用具給付事業の申請内容を比較しますと、ストーマの価格は1月当たり500円から1,500円程度上昇し、利用者負担額も平均1,000円程度増加しております。近年の物価高騰もあり、障がい者の皆さんのがんばり軽減及び福祉向上を図る観点からも、基準額の見直しは必要であると考えております。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 追加の御回答をさせていただきます。

日常生活用具給付事業における非課税世帯の1割自己負担について、さきの御質問にもありますように、基準額における自己負担がなくなるよう、今後予算措置を行います。

部長から答弁があったとおり、日本オストミー協会からストーマの基準額の見直しに関する要望がありましたが、市民の皆様からは御意見は受けていないのが事実です。

しかし、社会的弱者に光を与えるのが地方自治体の使命であり、市民の皆さんに夢や希望を与えるのが首長だと考えています。

日常生活用具給付事業は、障がいをお持ちの市民の皆さんが日常生活をより円滑に、そして自立して送ることを支援するために実施されている事業で、サービスを利用される皆さんの経済的な支援や福祉向上のために、日常生活用具の基準額についても県内21市の状況を見ながら見直しを行います。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） ありがとうございました。ちょっと予想を超えていたのでびっくりしましたが、すぐにでも手を打って予算措置もしていただけるという答弁をいただきましたので、僕も、困っていると相談を受けた方には、市長はちゃんと応えてくれたよと伝えに今日行ってこようかなと思います。ありがとうございます。

続いて、次の質問に入らさせていただきます。

本市では合併前から7つの町村が、それぞれの地域住民の福祉や健康増進、そして地域の魅力向上や観光資源の開発、また雇用創出を目的に整備した温泉施設や観光施設を建設し運営をされていました。合併以降もそれらを引き継ぎ、市は運営を続けています。

これらの施設運営に導入してきたのが、指定管理制度です。

先日1番議員も取り上げていましたが、この指定管理制度は、行政が直接サービスを提供するのではなく、民間のノウハウを生かして経費削減やサービスの向上を図る仕組みとして期待され、本市でも観光施設の運営には取り入れられてきた仕組みです。

しかし、指定管理に出せば市の負担がなくなるわけではありません。経営努力をして指定管理料をゼロ円に抑えて営業している施設も多くありますが、市が直接負担している施設ということで修繕費や維持費といったコストは必ず発生しています。

そこで伺います。

令和元年度以降、指定管理で事業を実施している宿泊施設9つ、温泉施設4つ、道の駅7つ、観光施設13について、市が投入した指定管理料と市が直接負担した修繕費等の経費を合わせた投入額を年度ごとに整理した表で示してください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川　徹） 大坪議員からの指定管理施設への公費負担実績についてお答えします。

資料のほうを準備しておりますのでよろしくお願ひします。

資料につきましては、1の観光施設から宿泊施設、道の駅、温泉施設の4種類作成しております。それぞれ工事請負費及び修繕料、指定管理料、各施設の敷地におきましては民間からの借地がありますので借地料について表記しております。単位につきましては万円単位で集計させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

初めに、資料1を御覧ください。

こちらは市内に13施設あります観光施設にかかる費用の合計となります。

13施設の内容につきましては、右上枠内に表記しておりますので御確認いただければと思います。令和元年度から令和6年度までにおきまして、工事請負費及び修繕料ですが、こちらのほう5,897万円、指定管理料につきましては、8,226万円、賃借料につきましては、1,524万円となりまして、合計で1億5,647万円となっております。

続きまして、資料2をお願いします。

こちらは市内に9施設あります宿泊施設の合計となります。

こちらにつきましても、対象施設の名称につきましては右上枠内に記載しております。

宿泊施設にかかる経費としましては、工事請負費及び修繕料が6,509万円、指定管理料443万円、賃借料が1,374万円の合計が8,326万円となります。

次に、資料3をお願いします。

こちらは市内に7施設あります道の駅の合計となります。なお、道の駅美並につきましては国直轄の道の駅ですので、指定管理施設ではありません。よって、この表からは除外しておりますので、御了承ください。

道の駅にかかりました経費としましては、工事請負費及び修繕料が4,412万円、指定管理料が1億4,118万円、賃借料が2,964万円の合計2億1,497万円となっております。

次に、資料4をお願いします。

こちらは市内に4施設あります温泉施設の合計となります。

本データにつきましては、昨年閉鎖しました旧子宝の湯施設のほうも経費として含めておりますので、よろしくお願ひします。

同様に工事請負費及び修繕料が1億9,408万円、指定管理料が1億9,979万円、賃借料が3,236万円の合計が4億2,623万円となります。

資料のように各種別により説明させていただきましたが、観光課所管の指定管理施設の合計としましては、6年間の合計で工事請負費等が3億6,226万円、指定管理料が4億2,766万円、賃借料が9,098万円の総計になりますが8億8,090万円を支出しております。

工事請負費につきましては、施工箇所によりますが、修繕料の2割から3割を指定管理者から負担していただいておりますので、よろしくお願ひします。

なお、令和4年度、5年度の指定管理料につきましては、物価高騰に係る臨時分を支出しておりますので、ほかの年度と比べまして高額となっておりますので、よろしくお願ひします。

考察となります。近年におきましては各施設とも老朽化が進んでおり、修繕や設備の更新に多くの費用が必要となっております。特に、温泉施設につきましては、ボイラーや配管といった給水施設の修繕や更新が多く、費用が高額となっておる傾向にありますので、よろしくお願ひします。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 今、御説明いただいたとおり、観光課が所管する指定管理施設への公費投入額は、6年間で8億8,000万円、年間平均でおよそ1億4,700円に上ります。本来は収益を生むべき施設であり、市民以外が利用する機会が多い宿泊施設や温泉施設、道の駅といった観光施設を市が直接保有するということは、運営経費としての指定管理料に加え、固定資産の収税や設備更新にも市の税金から継続的な負担が生じるということを意味すると思います。この実態を直視した上で、将来必要となる修繕費の見通しも確認する必要があります。

公共施設適正配置計画では、これらの観光施設を維持し続けた場合、大規模修繕費の合計は、令和元年から令和10年度までの約10年間で34億1,500万円に達するとされています。一方、今の答弁によれば、この6年間で実際に修繕した費用は約3億6,000万円です。単純に計算すれば、残りの4年間で30億円を超える修繕費が必要となると公共施設適正配置計画では見込んでいますことになります。

そこでお尋ねします。

令和10年度までに必要とされるこの34億円の大規模修繕コストを本市の財政の中で現実的に捻出できると考えているのか、この経費をどのように念頭において指定管理施設の運用を進めているのか、市の認識を伺います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川徹） 議員のおっしゃられる適正配置計画に示された大規模修繕費経費として、令和元年度から令和10年度までにおよそ34億円必要とされているということにつきましては、施設の設置年や面積等を基に算出されます、国が提供されております計算ソフトを用いて算出しております。そのため、施設におけるこれまでかけられた改修工事や修繕費用等は加味されておりません。画一的な計算上のものとなっています。そのため、施設の大規模修繕コストにつきましては、

集計をしてみますとこの先34億円が必要という計算とはなりますが、実際には個々の状況を考慮した上で算定する必要があると思われます。

なお、この試算額は財政計画とはリンクしておりません。仮に、改めて事業費を算出した場合におきましても、今後の財政負担が可能かどうかにつきましては、市の様々な事業も含めた全体的なバランスや事業実施の優先順位などの検討が必要であろうかと考えます。

このように計画的な修繕・改修を行っていく必要はあるかと思いますが、各施設の老朽化の状況や今後の設備更新の必要性を考えると、現在の財政状況下におきましては、その全てを対応していくことは実際には困難かと思われます。

大規模修繕の実施につきましては、公共施設の適正配置計画に基づき必要性等精査させていただきたいと考えております。

現在、指定管理施設のほとんどが供用開始から20年から30年以上経過しており、その突発的な修繕も増加しております。施設自体の耐用年数を考えると、いずれは施設の廃止や処分、場合によつては解体する必要もあるかと考えます。また、施設の必要性や今後の利用の見込みによりましては、更新が必要となる施設もあるかと思います。市としましては、各指定管理施設の運用、継続の可否等につきまして公共施設適正配置計画にのっとりまして、第三者の観点から意見を集約する等、施設の運営の在り方について考えていく必要があるかと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 今の答弁のとおり、34億円という数字はあくまでも画一的な試算であり、実際には施設ごとの事情を踏まえた精査が必要であるということは十分理解しています。しかし、いずれにしろ施設を維持し続ける限り、大規模修繕コストが将来的に発生することは避けられないと思います。公共施設適正配置計画では、施設ごとの方向性は示されていますが、どの施設からどのような順序で着手していくのかという優先順位までは明確にされていません。だからこそ、今後はどの施設を残し、どの施設を整理するのか、優先順位と具体的なスケジュールを明示し、計画の実効性を高めることが不可欠です。それを怠れば、結果的に必要な施設まで守れなくなるということに直結しかねないと思います。それぞれの施設には設立の背景や地域の強い思いがあり、決して簡単に整理できることではないと思いますが、だからといって、将来の世代にこの負担や解決を先送りするということは許されないと私は思います。

この点を確認した上で、次に、美並・子宝温泉の事例についてお伺いします。

昨年、指定管理者の撤退に伴い閉鎖された子宝温泉ですが、あれから1年が経過しました。子宝

温泉の運営の終了の記事が載った新聞を見て驚いたことを覚えています。

現在は、美並の有志の皆さんのが会社を立ち上げ、資金を出し合い、クラウドファンディングも活用しながら自律的な運営に向けた準備が進められています。

市は手も口も出さないと言わましたが、市民の勇気ある挑戦に対しては誰もが応援できる雰囲気を醸成していくことも市の大変な役割の一つではないでしょうか。クラウドファンディングの結果からも、この挑戦の成功を多くの人が期待していることが明らかであります。

スライドお願いします。

私も心からこの挑戦の成功を願っています。

しかし一方で、市として整理すべき課題も残されています。

子宝温泉については、市は指定管理者の契約下による撤退を受けて、市直営による営業継続や新たな指定管理者による事業継承は選びませんでした。これは、実質的に市営温泉としての役割は既に終わったと判断したに等しいのではないでしょうか。

本来役割を終えた施設であれば、先ほど3番議員の質問のとおり、建物を解体し更地にして地主に返還する、あるいは資産価値を算定して有償で譲渡するといった、いわゆる出口戦略を選ぶのが筋だったはずです。ところが、実際には維持管理費や借地料を事業者負担とする前提で、建物を現状のまま無償貸与する形が取られました。これは、機能は維持、建物は検討とした公共施設適正配置計画の方針に沿った措置と整理できるのか、甚だ疑問が残ります。

そこで確認します。

事業者が行う修繕によって施設の資産価値が向上した場合、それは市への寄附として取り扱われるのか、それとも補償や精算の対象となるのか、また返還時に事業者が補償を求めることが可能なのか、市としての整理を伺います。

次に、自然災害による修繕については、事業者の負担だけで賄えるものではなく、資産を保有する市に修繕の義務が生じるものと思われます。仮に、市が保険に加入し対応する予定であれば、そもそも民間事業者が運営する施設にかかる保険料を市民の税金で負担し続けることが適切なのかどうかも問われますが、いかがでしょうか。

さらに、子宝温泉に想定を超えるような大規模修繕が必要となり、今回無償貸与を受けた事業者が経営継続できなくなった場合、市はどのように対応をするつもりでしょうか。

そもそも、年間1,400万円の指定管理料を受け取り、修繕費や地代も市が負担という条件でも経営の継続ができないと判断し撤退した施設を何の支援もない民間事業者が成立させることができるのであれば、これまでの指定管理制度そのものの評価が揺らぎます。そして、もしこの子宝スキームが成立するのであれば、現在も指定管理料や大規模修繕を要する観光施設については、同様の条件で民間事業者を募り委ねるべきだと思います。

今回の子宝温泉では、修繕や土地代の負担を事業者に委ねつつ施設を無償貸与し、基本機能を維持したまま民間の創意工夫を發揮して経営してもらうという形が取られましたが、市は、このスキームを公共施設の出口戦略の一つのモデルとしてどう評価し今後どう位置づけていくのか、今回の事例を成功事例とみなしているのか、もしくは課題を残した暫定的対応とするのか、市の考え方を伺います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 子宝の湯の事例評価に関する質問に答弁させていただきます。

初めに、子宝の湯のこれまでの経緯について改めて説明させていただきます。

当該施設につきましては、平成13年度に施設の竣工を、以降平成23年度末まで市の直営として運営しておりました。平成24年度より株式会社子宝の湯により指定管理による運営となっております。以降、当該会社により経営していただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、令和5年度において指定管理料の値上げの要望を受け、令和6年度予算において420万円の増額を行い、1,420万円での指定管理を行ったところです。令和6年4月に前期分の指定管理料710万円を支払いましたが、その後7月に後期分の支払い要請を受けました。市としましては、先払いを行うに当たりまして、会社の財務状況及び今後の経営計画の提出及び報告を求めたのですが、その対応をされることなく、指定管理者としましては、後期分の指定管理事業の事業タイミングを逸してしまうことになりました。指定管理者としましては、8月1日付にて市に対する指定管理の解除の申出を出されるとともに、併せて自社のホームページで運営について断念される旨を公表、各報道機関にて報道されることとなりました。市としましては、解除の申出を受理したことから、8月5日に指定管理者選定委員会を開催し、9月末日付での指定管理の解除を決定しました。

その後におきましては、今後、施設の老朽化に対する修繕や施設整備にかかる費用、指定管理料の増が想定されること、新型コロナウイルス感染症等以降の入館者数の伸び悩み等もありまして、公の施設としての存続は困難であるとの結論に至りました。

公の施設としての存続は断念したところでありますが、利活用に向け、譲渡等について検討を行ったところです。しかしながら、地権者も身内なもんですから、地権者も含めた協議により、施設は貸与するという方式で利活用を図ることとさせていただきました。

利活用の方式について決定させていただく中、市に対しまして9つの事業者等から問合せがありまして、その方々に対しまして利活用の可能性についてアンケートを行ったところ、4社からその回答があり、いずれも温泉としての施設運営は可能という回答が得られました。その後、現地見学会を開催、プロポーザルによる活用事業者の選定を行ったところです。4社から好意的な回答をいただきましたが、現地見学会の結果かと思われますが、プロポーザル審査には1社の提案があり、

その方を契約優先交渉者とさせていただいたところです。仮に、この場において希望者がなかった場合には、完全に施設を閉鎖することも念頭にさせてはいたいでおりました。御承知のように、当該優先交渉者との交渉によりまして、本年5月1日付にて株式会社ENKUUUと施設の使用貸借契約を締結、専決処分をさせていただき、6月議会において報告させていただいたところです。

以上がこれまでの経緯となります。

議員のおっしゃられるとおり、事業者が施設を修繕する行為が市の資産への寄附となることにつきましては、認識させていただいております。この点におきましては、使用貸借契約書において、施設を返還する場合においてはその補償等を求めることができない旨を明記しておりますし、この内容につきましては、市の顧問弁護士にも確認の上実施させていただいております。

また、施設に対する保険につきましては、現状としましては、市の所有物である観点から保険に市として加入させていただいている状況となっております。

今後におきましては、所有者としての責任もありながらも、借受人自身の責任も負っていただく必要もあるため、借受人との調整を図っていきたいと考えております。

当該子宝の湯の事例に対します評価についてお答えさせていただきます。

市としまして、この事例を成功事例と位置づけるのか、また課題を残した暫定的な対応とするのかといった点につきましては、当該施設の活用に関する考え方の整理、また手続上の課題といった面と、その施設が及ぼす地域振興への影響、またその事業として成り立っているかといった面との2つの観点で考えなければならないかと考えております。

施設の活用、手続面としましては、業務委託や指定管理といった、市が公の施設として施設運営していく、行うことから、地域の方々また民間の活力により施設管理、運営していただくという新たな形であると考え、歓迎すべき事例と考えております。

地域振興、事業として成り立つかによる成功かそうでないかといった面を捉えますと、現状としましては、開業に至っていない状況であります。このため、成功事例と捉える状況ではないと思います。当該施設を多くの方々に利用していただき、地域のにぎわいの場となること、加えて施設での消費により事業が成り立ってこそ、この取組が成功として評価されるものと考えます。

なお、今回の子宝の湯につきましては、施設の貸付けとなっておりますので、建物については引き続き市の所有物となります。このため、施設を解体しなければならないといった状況になりました場合、最終的な処分を行う責任が市にあるというふうに考えております。

公共施設の指定管理に関しましては、さきに答弁させていただきましたが、今後も維持管理や修繕、設備更新等のため、市費の支出は続くものと考えております。このため、基本的には公共施設の適正配置計画に基づくほか、指定管理者の経営状況も注視しつつ、今後の施設の在り方について適切な見直しを図っていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 観光施設や温泉施設を自治体が整備し運営することは、観光資源の開発や地域の魅力の向上のみならず、地元商品の消費や雇用の創出など、郡上にとって必要な投資だったと思います。そして、その投資は、しっかりと効果を發揮し今日の観光立市郡上の基盤となっています。合併から20年、市は多くの観光施設を保有してきましたが、そして、それぞれの地域住民が主体となった組織でそれらを運営してきましたが、観光施設の運営は非常にお金がかかるということもよく分かりました。単年度の経営は黒字化している施設も多く、開発型インターの償還や地産地消の強力なエンジン役、若者のみならず高齢者の雇用にも貢献してくださる等、これらの観光施設は郡上市の宝の一つだと思います。

平成26年6月18日の一般質問で、当時の山田忠平議員は、経年劣化で経費が増大し続ける温泉施設をこのまま抱えれば負担の先送りになりえないとの懸念を示すとともに、複数施設をまとめて運営する連結経営や早期の民間移譲の必要性について言及されています。これに対して、当時の日置市長は、指定管理料に依存せず黒字化を目指すことを求めた上で、単一の主体が複数施設を担えば、採算の悪い施設をよい施設の利益で補完できる利点があるとして、将来的には連結経営が望ましいとの見解を示し、併せて、できるだけ早い時期に民間化を図りたいとも答弁されています。

今後も今までと同じように観光施設の維持管理コストやリスクを市が負担し続けることは、これまでの議論でも明らかになったとおり困難です。当初の目的、そして役割を果たした施設は、適正配置計画に沿って出口戦略を進めていかなければいけません。

今回の議会の中でも、人口減少が進む中、様々な事業の見直しが、話が行われ、スマートシュリンク、賢く縮むという言葉が繰り返し語られてきました。ともすれば、それは単なる縮小や後退の代名詞として受け止められがちです。しかし、私は、スマートシュリンクとは決して後退を意味するものではなく、むしろ地域の機能の新陳代謝、そして夢や希望を次の世代に継承していく機会と再定義すべきだと思います。やめるとき、閉じるときこそ新しい夢を描ける余白が生まれると思います。その余白をどう生かすかが自治体に求められる出口戦略であり、今こそ夢のある出口戦略を明快に示していただこうことを求めていきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（森藤文男） 以上で、大坪隆成議員の質問を終了いたします。

◎議案第87号から議案第115号までについて（委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程3、議案第87号 郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例

についてから日程10、議案第115号 市道路線の認定についてまでの8議案を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ、議案第87号から議案第115号までの質疑の通告はありません。質疑はほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第115号までの8議案は、郡上市議会会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託いたしました8議案につきましては、郡上市議会会議規則第44条第1項の規定により、9月24日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第115号までの8議案につきましては、9月24日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

(午前11時58分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 本 田 教 治

郡上市議会議員 長 岡 文 男

